

2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

2-1 公正で包摂的な社会の実現のための支援

(1) 法制度整備支援・経済制度整備支援

開発途上国の「質の高い成長」の実現のためには、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事でき、公正かつ安定的に運営される社会基盤が必要です。こうした基盤強化のため、途上国における自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、グッド・ガバナンス（良い統治）の実現、平和と安定、安全の確保が重要となります。

この観点から、法令の整備や司法関係者（法曹および矯正・更生保護に従事する職員を含む）の育成などの法制度整備支援、および税制度の整備、税金の適切な徴収・管理・執行、公的部門の監査機能強化、金融制度改善など、人づくりも含めた経済制度整備支援が必要です。

日本の取組

日本は、法制度・経済制度整備支援の一環として、法・司法制度改革、法令の起草支援、法制度運用・執行のための国家・地方公務員の能力向上、内部監査能力強化、制度整備（民法、競争法、知的財産権法、税、内部監査、公共投資など）に関する支援をモンゴル、ベトナム、ラオス、カンボジア、インドネシア、バングラデシュ、東ティモール、ネパール、ウズベキスタン、スリランカ、コートジボワールなどの国々で行っています。特に、ラオスでは、日本が20年以上にわたり法制度整備支援に一貫して取り組んだ結果、2020年5月には同国初の民法典が施行され、現在はその運用支援が行われています。このように、途上国の法制度・経済制度が整備されれば、日本企業がその国で活動するためのビジネス環境が改善されることにもつながります。法制度・経済制度整備への支援は、日本のソフトパワーにより、アジアをはじめとする世界の成長を促進し、下支えするものです。

2021年3月には、京都において、日本がホスト国となり、事務局である国連薬物・犯罪事務所（UNODC）と協力し、第14回国連犯罪防止刑事司法会議（「京都コンGRESS」）が開催されました。

「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」という全体テーマの下、テロや新興犯罪を含むあらゆる形態の犯罪を防止し対処するための国際協力および技術支援などを議題として議論が行われ、成果文書として、犯罪防止・刑事司法の分野における国連と国連加盟国の中長期的な指針となる「京都宣言」が全会一致で採択されました。

ほかにも、人材育成の強化などを目的として、国際研修や調査研究、現地セミナーを実施しています。2021年には、2020年に引き続き、新型コロナウイルスの世界的流行に伴う海外渡航の制限により対面での実施が困難であったことから、オンライン方式を用いて、スリランカ、ウズベキスタン、ラオス、インドネシアなどの国から、司法省職員、裁判官、検察官などの立法担当者や法律実務家の参加を得て、各国のニーズに応じて、法案の起草や法曹育成などをテーマとして研修を実施したほか、現地で開催された会合やワークショップなどに参加しました。

さらに、日本は、途上国のニーズに沿った支援を積極的に推進していくため、その国の法制度や解釈・運用などに関する広範かつ基礎的な調査研究を実施して、効果的な支援の実施に努めています。2021年3月には、調査研究の成果を発表する場として、第10回国際民商事法シンポジウム「東南アジア4か国のジョイントベンチャー法制と実務対応～インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム」をオンラインで開催しました。

(2) 不正腐敗対策などのガバナンス支援

公務員が関与する贈収賄や横領などの汚職事件は、開発途上国の健全な経済成長や公平な競争環境を妨げる要因にもなります。そこで、援助国は、公正かつ安



京都コンGRESSの特別イベントにおいて宇都外務副大臣（当時）によるビデオ・メッセージが放映されている様子（2021年3月）



知的財産権保護の体制強化のためインドネシアに派遣された日本人専門家が協議を行っている様子（写真：JICA）

定した社会の実現のため、途上国における不正腐敗対策を含むガバナンス支援にも取り組む必要があります。

日本の取組

日本は国連腐敗防止条約の締約国として、同条約の事務局であるUNODCへの協力を通じ、腐敗の防止および取締りに関する法制度の整備や、ガバナンスが脆弱な国における司法や法執行機関などの能力構築支援に積極的に関与してきました。

また、日本は、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）^{注29}を通じて、法制度整備支援および不正腐敗対策を含むガバナンス支援の一環として、アジアやアフリカなどの途上国の刑事司法実務家を対象に、毎年、研修やセミナーを実施しています。

具体的な取組の一例として、1998年から「汚職防止刑事司法支援研修」を毎年1回実施しています。同研修は国連腐敗防止条約上の重要論点からテーマを選出して実施しているもので、各国における汚職防止のための刑事司法の健全な発展と協力関係の強化に貢献しています。2021年には、9月から10月にかけて、オンライン方式で、「高度情報化・国際化社会における汚職の新たな脅威とその対処」をテーマとする第23回汚職防止刑事司法支援研修を実施しました。

ほかにも、東南アジア諸国におけるガバナンスの取組を支援するとともに、刑事司法・腐敗対策分野の人材育成に貢献することを目的として、2007年から「東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナー（GGセミナー）」を毎年度1回開催しています。2021年12月には、「汚職に対する効果

的な国際協力」をテーマとする第15回GGセミナーをオンラインで開催し、ASEAN加盟国のうち9か国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイおよびベトナム）と東ティモールの合計10か国から18名の刑事司法実務家が参加しました。

さらに、UNAFEIの活動は腐敗防止にとどまらず、国際社会での犯罪防止・刑事司法に関する重要課題を取り上げ、それらをテーマとした研修やセミナーを広く世界中の途上国の刑事司法実務家に対して実施することにより、変化するグローバル社会への対応を図ってきました。たとえば、2021年には、10月から12月の間に、オンライン方式で、「女性犯罪者の処遇」をテーマとする第175回国際研修および「包摂的な社会に向けた刑事司法」をテーマとする第176回国際研修をそれぞれ実施しました。

(3) 民主化支援

統治と開発への国民参加および人権の擁護・促進といった民主主義の基盤強化は、開発途上国の中長期的な安定と開発の促進にとって極めて重要な要素です。特に、民主化に向けて積極的に取り組んでいる途上国に対して、選挙支援などを通じて民主化への動きを後押しすることが重要です。

日本の取組

イラクでは2021年10月に国民議会選挙が行われ、日本は、首都バグダッドの投票所で選挙監視活動を実施したほか、国連開発計画（UNDP）と連携し、同国の独立高等選挙委員会に対して生体認証登録に使うサーバーなどの機材や新型コロナ対策用にマスクや非接触型体温計などを供与しました。コロナ禍においても感染を防止しつつ、透明性と信頼性の高い選挙が実施できるよう支援し、同国のガバナンス強化に貢献しました。

また、リビアにおいてもUNDPと連携し選挙支援を実施しています。同国では、「アラブの春」以降、国内で軍事衝突が続いていましたが、2020年に停戦が合意されました。停戦後に発足していた暫定国民統一政府に代わる政権を選ぶために、2021年12月に

^{注29} 国連と日本政府との協定に基づいて1962年に設立され、法務省法務総合研究所国際連合研修協力部により運営されており、設立以来、140の国・地域から6,100名を超える卒業生を輩出している。



ベトナムで実施された技術協力「国会事務局能力向上プロジェクトフェーズ2」のセミナーでの集合写真（写真：JICA）

大統領選挙および議会選挙が実施される予定でしたが、2022年1月以降に延期されています。日本は、高等国家選挙委員会に対して投票箱などの選挙関連機材の供与や国内航空輸送費の支援などを行い、円滑で自由・公正な選挙の実施に貢献しています。

2-2 平和と安定、安全の確保のための支援

(1) 平和構築と難民・避難民支援

国際社会では依然として、民族・宗教・歴史の違いなどを含む様々な要因、また、貧困や格差などの影響によって地域・国内紛争が発生し、近年、特にその長期化が課題となっています。紛争は、多数の難民や避難民を発生させ、人道問題を引き起こし、長年にわたる開発努力の成果を損ない、大きな経済的損失をもたらします。そのため、紛争の予防や再発防止、持続的な平和の定着のため、開発の基礎を築くことを念頭に置いた平和構築の取組が国際社会全体の課題となっています。

日本の取組

紛争などの人道危機への対応として、日本は初期の段階から、緊急に必要とされる人道支援と中長期的な開発協力を並行して行う「人道と開発の連携」を推進しています。また、これに加え、紛争が長期化し、人道危機が多様化する中、平時から中長期的な観点に立って強靱な国づくりや社会安定化といった平和の持続のための支援を行う「人道と開発と平和の連携」の考え方も重視しています。各国・地域において、自立的発展を後押しし、危機の根本要因に対処するため、人道支援、貧困削減・経済開発支援、平和構築や紛争再発予防の支援を継ぎ目なく展開しています。

国際社会では、国連平和構築委員会（PBC）[解説](#)な

どの場において、紛争の解決から復旧、復興または国づくりに至るまでの一貫した支援に関する議論が行われています。日本は設立時からPBC組織委員会のメンバーを務め、制度・能力の構築に取り組む重要性や紛争の根本原因に対処する必要性、PBCと国連主要機関および世銀・IMFなどの機関との関係強化について発信しつつ、積極的に貢献してきています。国連平和構築基金（PBF）[解説](#)にも、2021年12月時点で総額5,770万ドルを拠出し、主要ドナー国として、アフリカやアジアをはじめとする各国における紛争の予防・再発防止、平和の持続などを支援しています。また、2021年の国連総会一般討論演説において、菅総理大臣（当時）は、平和構築の取組を重視する旨を表明しました。

具体的には、紛争下における難民・避難民に対する緊急人道支援や、紛争終結後の和平（政治）プロセスに向けた選挙支援、また、平和の定着と紛争の再発防止を目的とした、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰（DDR：Disarmament、Demobilization、Reintegration）、治安部門改革、行政・司法・警察機能の強化に関する支援を実施しています。さらには、経済インフラや制度整備支援、保健や教育などの社会分野での支援も行っています。加えて、難民・避難民の帰還、再定住への取組のほか、基礎インフラ（経済社会基盤）の復旧といった復興のための支援にも取り組んでいます（難民・避難民支援については44ページを参照）。日本は、このような支援を継ぎ目なく行うため、国際機関を通じた支援と、無償資金協力、有償資金協力、および技術協力といった支援を組み合わせて対応しています。

また、日本は、国連安保理決議第1325号をはじめとした、平和構築における女性の役割が重要であるとする一連の国連安保理決議に基づいて、紛争予防や平和構築への女性の参画促進に積極的に取り組んでいます。

さらに、開発協力大綱には、国連平和維持活動（PKO）などの国際平和協力活動と開発協力の連携を強化していくことが掲げられています。実際、国連PKOが行われている国や地域では、紛争の影響を受けた避難民や女性・子どもの保護、基礎インフラの整備などの取組が多く行われており、その効果を最大化するために、このような連携を推進することが引き続き重要です。たとえば、2021年には南スーダンにお

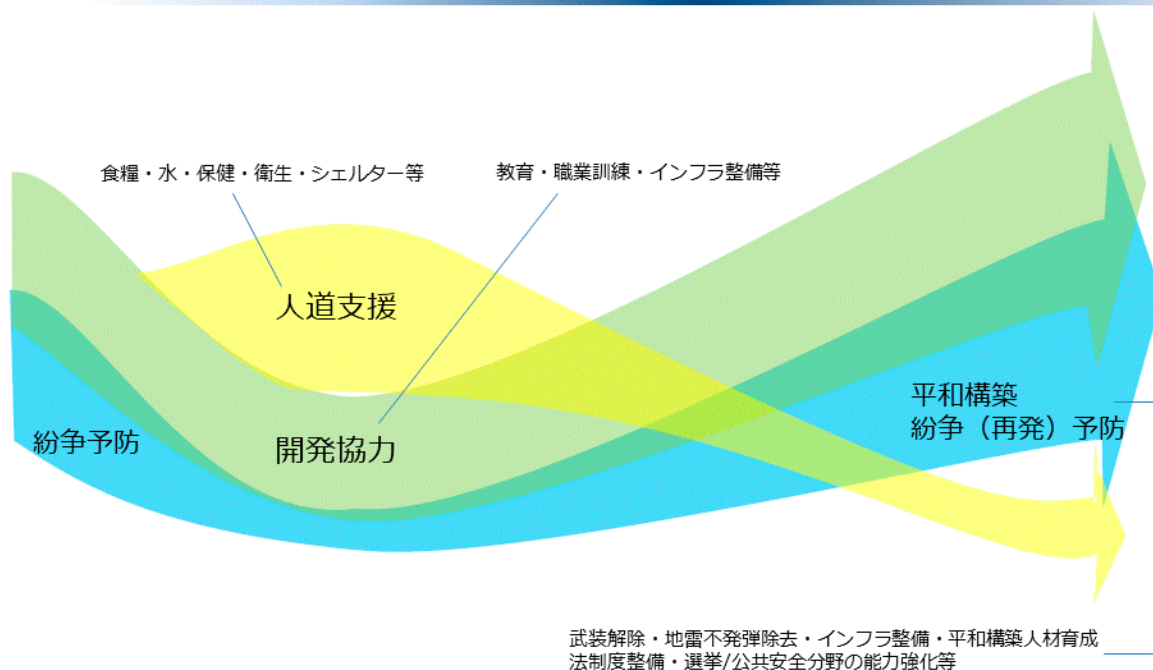
緊張の高まり

紛争の勃発

紛争の収束

平和の回復

平和と安定の持続



人道と開発と平和の連携により、紛争の根本原因に対処

いて、200名の女性に対し、平和構築への女性の参画に向けた能力構築支援を行ったほか、ジェンダーに基づく暴力の被害者に対する支援を行い、同国の平和と安定に向けた取組を促進しました。

日本は、国連、支援国および要員派遣国の3者が互いに協力し、国連PKOに派遣される要員の訓練や必要な装備品の提供を行う協力枠組みである「国連三角パートナーシップ・プロジェクト」にも積極的に貢献しています。同枠組みの下、たとえば、アフリカおよびアジアの工兵要員を訓練するために自衛隊員等を派遣して重機操作訓練を実施しているほか、医療分野に

においても救命訓練実施のための自衛隊員派遣やPKOミッションの遠隔医療体制整備への貢献などを行っています。

■ 難民・避難民支援

シリアやアフガニスタン、ミャンマーなどの情勢を受け、2019年に引き続き、2020年も世界の難民・避難民等の数は第二次世界大戦後で最大規模となり、人道状況が厳しさを増しています。人間の安全保障の観点から、日本は、最も脆弱な立場にある人々の生命、尊厳および安全を確保し、一人ひとりが再び自らの足で立ち上がれるような自立支援のため、難民・避難民等に対する支援を含む人道支援を行っています(47ページの「国際協力の現場から」も参照)。

具体的には、主に国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) や国際移住機関 (IOM) をはじめとする国際機関と連携して、シェルターや食料などの基礎的な生活に必要な物資の支援を世界各地の難民・避難民等に対して継続的に実施しています (IOMで働く日本人職員について、141ページの「国際協力の現場から」も参照)。また、日本は、国連世界食糧計画



ナイジェリア北東部で国内避難民にインタビューを行うUNHCR職員

(WFP)、国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA)、赤十字国際委員会 (ICRC) などの国際機関と連携することにより、治安上危険な地域においても、それぞれの機関が持つ専門性や調整能力などを活用し、難民・避難民等への支援を実施しています。たとえば、2021年には、エチオピアに対して、同国における武力衝突により発生した国内避難民などに対する支援として、WFPやIOMなどを通じて医療資機材や食料などを供与する緊急無償資金協力を実施しました（詳細は第Ⅲ部8アフリカ地域を参照）。

日本は、こうした国際機関を通じて難民・避難民等への支援を行う際、JICAやNGO、民間企業との連携を図っています。たとえば、UNHCRが行う難民支援においては、JICAと連携し、緊急支援と復興支援を連携させた支援を実施しています。また、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム (JPF) ^{注30} と連携した難民・避難民への支援も行っています（131ページの「(3) 日本のNGOとの連携」も参照）。



テレビ会議で開催されたUNRWAに関する閣僚級国際会合に出席する鈴木外務副大臣（2021年11月）

社会的弱者の保護と参画

紛争や地雷などによる障害者、孤児、寡婦^{かひ}、児童兵を含む元戦闘員、避難民などの社会的弱者は、紛争の影響を受けやすいにもかかわらず、紛争終了後の復興支援においては対応が遅れ、平和や復興の恩恵を受けにくい現実があります。

こうした観点から、日本は、児童兵の社会復帰や紛争下で最も弱い立場にある児童の保護・エンパワーメントのため、国連児童基金 (UNICEF) を通じた支援を行っており、たとえば中央アフリカにおいては、元児童兵の社会統合支援のほか、性的暴力を受けた子ど

もおよび国内避難民に対する総合的な人道支援を実施しています。ほかにも、日本は、国連女性機関 (UN Women) と協力して、南スーダン、ナイジェリアなどにおいて、紛争および災害下の女性・児童を対象に、持続可能な生計手段確保のためのインフラ整備や職業訓練などを実施しています（47ページの「国際協力の現場から」も参照）。

対人地雷・不発弾対策および小型武器対策

かつて紛争があった国・地域には対人地雷や不発弾が未だ残るとともに、非合法的な小型武器が現在も広く流通しています。これらは、一般市民などに対して無差別に被害を与え、復興と開発のための活動を妨げるだけでなく、対立関係を深刻にする要因にもなります。そのため、対人地雷や不発弾の処理、小型武器の適切な管理、地雷被害者の支援や能力強化などを通じて、こうした国・地域を安定させ、治安を確保するための持続的な協力を行っていくことが重要です。

日本は、「対人地雷禁止条約」および「クラスター弾に関する条約」の締約国として、人道と開発と平和の連携の観点から、地雷除去や被害者への支援に加え、リスク低減教育などの予防的な取組を通じた国際協力も着実に行っています。たとえば、カンボジア地雷対策センター (CMAC) に対しては、設備支援にとどまらず、国内外に対する研修機能の強化、組織運営部門の職員の育成や情報システム構築など、今後さらに国際的に貢献する組織となっていくためのCMACの組織全体の能力向上のための協力を行っています。こうした包括的な支援により、CMACはコロンビアやラオスなど他国の地雷対策職員の研修場所としても機能し、南南協力の実現にも貢献しています。また、日本は、ボスニア・ヘルツェゴビナにおいて、スロベニアに本部を置く国際NGO「人間の安全保障強化のための国際信託基金 (ITF)」が「ボスニア・ヘルツェゴビナ地雷行動センター」と協力して実施している地雷除去活動を支援しており、西バルカン地域の連結性向上にも貢献しています。

また、アフガニスタンにおいては、特定非営利活動法人難民を助ける会 (AAR Japan) が、地雷や不発弾などの危険性と適切な回避方法に関する知識の普及を目的として、教材開発や講習会などの教育事業を、

注30 2000年にNGO、政府、経済界の連携によって設立された緊急人道支援組織。



地雷が除去された村の伝統的首長に作業完了を通知する丸橋駐アンゴラ日本大使

日本NGO連携無償資金協力（2009年度以降）やJPF事業（2001年度以降）を通じて実施しており、住民への啓発活動が着実に進められています。

このほか、日本は、不発弾の被害が特に大きいラオスに対して、不発弾処理専門家の派遣や機材供与などを行っています。具体的には、同国の不発弾処理機関の能力向上支援のほか、特に不発弾の被害が大きく貧困率の高い地域のセコン県、サラワン県およびチャンパサック県において、不発弾処理に必要な^{かんぼく}灌木除去の機械や関連資機材の整備、人材育成などを行っています。

日本は、こうした二国間支援に加え、国際機関を通じた地雷・不発弾対策も積極的に行っています。2021年には、アフガニスタン、シリア、パレスチナ、スーダン、ナイジェリア、南スーダンに対して、国連地雷対策サービス部（UNMAS）を通じた地雷・不発弾対策支援（除去、危険回避教育、被害者支援など）

を行っています。たとえば、シリアでは、UNMAS経由で、爆発物事故の被害者への支援を行うとともに、被害者支援実施のための枠組み策定にも取り組みました。2021年はほかにも、UNICEF経由でパレスチナ、イエメン、中央アフリカ、チャド、南スーダン、イラク、ウクライナにおいて危険回避教育に関する支援を実施しています。また、ICRCを通じて、パレスチナ、イラク、シリア、ウクライナでも危険回避教育などの支援を行っています。

また、日本は、グテーレス国連事務総長の「軍縮アジェンダ」（2018年）に基づいて設置された「人命を救う軍縮」（SALIENT）基金への最大のドナー国として小型武器対策に貢献しています。小型武器は実際の紛争の場面で今もなお使われ、多くの人命を奪っていることから、「事実上の大量破壊兵器」とも呼ばれており、日本は、こうした小型武器による暴力やその流用を防止するための国際的な取組を積極的に支援しています。

■平和構築分野での人材育成

平和構築に従事する人材に求められる資質は多様化、複雑化しています。日本は「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」^{注31}を通じて、現場で活躍できる国内外の文民専門家を育成しており、これまでに実施した国内研修には延べ800人以上が参加しました。修了生の多くが、アジアやアフリカ地域の平和構築・開発の現場で活躍しています。



用語解説

国連平和構築委員会（PBC：Peacebuilding Commission）

2005年3月に設立された国連機関。地域紛争や内戦は終結後に再燃することが多いため、事後に適切な支援を行うことが極めて重要であるとの認識の下、紛争解決から復旧・社会復帰・復興までの一貫した支援に関する助言を行うことを目的とする。

国連平和構築基金（PBF：Peacebuilding Fund）

2006年10月に設立された基金。和平プロセスに対する差し迫った脅威への対応、和平合意や政治対話の支援、国家機構および国家能力強化、経済活性化および行政サービス確立などに使用される。

^{注31} 2007年度に「平和構築人材育成事業」を開始し、2015年度には同事業の内容を拡大、「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/peace_b/j_ikusei_shokai.html）となった。現場で必要な知識や技術を習得するための国内研修と国際機関の現地事務所での海外実務研修とを行う「プライマリー・コース」に加え、平和構築・開発分野に関する一定の実務経験を有する方のキャリアアップを支援する「ミッドキャリア・コース」を実施。

国際協力の現場から

アフリカ最大の難民受け入れ国ウガンダ
での取組を後押しする日本の協力

一般公募

2

～UNHCRの活動～

アフリカ東部に位置し、その豊かな自然環境から「アフリカの真珠」とも称されるウガンダは、長年にわたり寛容な姿勢で南スーダン、コンゴ民主共和国など情勢不安が続く隣国から流入する難民を受け入れています。

ウガンダにおける難民受け入れ数は、2020年末時点で累計約140万人となっており、アフリカ最大の難民受け入れ国としても知られています。また、新型コロナウイルス感染症拡大以前における同国での難民認定率は95%（2019年）であり、同国政府のイニシアティブにより、国内各地で難民居住区の整備も進んでいます。土地の割当てや移動の自由、生計向上など、難民のニーズに寄り添った取組も強化されており、世界的にも難民受け入れの成功例として評価されています。

ウガンダで行われている難民支援では、様々なパートナーとの連携が必要不可欠です。コロナ禍で難民を取り巻く環境のリスクがさらに高まるなかで、UNHCRは「難民に関するグローバル・コンパクト（GCR）^{注1}」の理念として掲げられている「Whole-of-society approach（社会全体で取り組む難民支援）」を体現するために、日本政府、JICA、NGOなど、日本のアクターとも多岐にわたる分野で連携しています。

その一つが、JICAとの協力で実施されている「コメ振興プロジェクト」^{注2}です。JICAが稲作振興として展開してきた取組を2014年からUNHCRとの連携により難民支援にも応用し、難民と受け入れコミュニティ双方に対して、アフリカの気候に適した乾燥に強い陸稲ネリカ米^{注3}の普及や稲作研修を行い、2021年には約1,111世帯（約5,000人）が恩恵を受けました。ネリ



紛争で親と離れ離れになった19人の子どもを引き取り、コメ作りで励む南スーダン難民の女性（写真：UNHCR）



「まさに持続可能な取組がカギ」と語る、難民が育てたネリカ米の田んぼを訪れた高嶋由美子氏（左から4番目）（写真：UNHCR）

カ米の栽培を通じた経済的自立は自信にもつながり、「人生が変わった」と話す難民も少なくありません。

このようなJICAと国際機関の連携は、人道支援と開発協力のシームレスな連携を目指した「人道と開発の連携（ネクサス）」の強化にも貢献しています（詳細は、第Ⅱ部2-2-2（1）も参照）。そのほかにも、医療、教育、給水、生計向上など、難民の多様なニーズに対応するために、UNHCRは日本のNGO、企業などと連携を強化しながら、難民のより良い未来に向けて一人ひとりに届く支援に取り組んでいます。

UNHCRの難民支援の現場では、日本人職員も多く活躍しています。ウガンダで3年以上勤務しているウガンダ・ユンベ事務所の准保護官の古林安希子^{こばやし あきこ}さんは、「故郷を追われ困難な状況にありながらも、希望を失わず日々を懸命に生き抜く難民たちに力をもらうことも多くあります。」と語ります。

また、UNHCRウガンダ事務所のリスク管理・コンプライアンス主任担当の高嶋由美子^{たかしま ゆみこ}さんは、次のように語ります。「ウガンダで難民が直面する課題はもちろん、様々な形で日本の皆さんからの支援が届いていることをもっと知ってほしいです。そして日本からさらに何ができるのかを、私たちと一緒に考えてほしいです。」今後も日本のノウハウを生かした協力が難民支援に広がっていくことが期待されます。

注1 2018年12月の国連総会で採択された。

注2 PRiDe（Promotion of Rice Development）

注3 84ページの用語解説を参照。

(2) 自然災害時の人道支援

日本は、海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府または国際機関の要請に応じ、直ちに緊急援助を行える体制を整えています。人的援助としては国際緊急援助隊があり、(i) 救助チーム、(ii) 医療チーム、(iii) 感染症対策チーム、(iv) 専門家チーム（災害の応急対策と復旧活動に関する専門的な助言・指導を行う）、(v) 自衛隊部隊（特に必要があると認められる場合に医療活動や援助関連の物資や人員の輸送を行う）を個別に、または組み合わせで派遣します。



2021年4月に東ティモールで発生した洪水の後、緊急援助物資としてJICAを通じて届けられた毛布を持つ被災者。配布の際には日本のNGOも協力（写真：特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン）

また、物的援助としては、緊急援助物資の供与を行っています。日本は海外3か所の倉庫に、被災者の当面の生活に必要なテントや毛布などを備蓄しており、災害が発生したときには速やかに被災国に供与できる体制にあります。2021年、日本は東ティモール、パラオ、セントビンセント、コンゴ民主共和国、ハイチ、フィリピンに対して緊急援助物資の供与を行いました。

さらに、日本は、海外における自然災害や紛争の被災者、難民・避難民等を救援することを目的として、被災国政府や被災地で緊急援助を行う国際機関などに対し、緊急無償資金協力を行っています。その際、国際機関などが実際に緊急援助活動を実施する際のパートナーとして、日本のNGOが活躍することも少なくありません（2021年の実績は第Ⅲ部を参照）。

また、日本のNGOはODAを活用した被災者支援も行っています。ジャパン・プラットフォーム（JPF）^{注32}は自然災害や紛争によって発生した被災者および難民・避難民等への人道支援を行っており、JPFの加盟NGOは、現地政府の援助がなかなか届か

ない地域で、現地のニーズに対応した様々な支援を実施しています（実績などは131ページの「(3) 日本のNGOとの連携」を参照）。



グアテマラでのハリケーン被害に対する緊急無償資金協力の一環として援助された食料を受け取る住民の様子（写真：WFP）

また、自然災害の多い日本とASEANにとって、災害対応は共通の課題です。日本は、2011年に設立されたASEAN防災人道支援調整センター（AHAセンター）の能力強化を支援するため、2021年も引き続き、情報通信技術システムの整備や人材育成、緊急物資を迅速に被災国へ輸送するロジスティック・システムの構築および同システムを活用した支援を行っています。

(3) 安定・安全のための支援

国際的な組織犯罪やテロ行為は、引き続き国際社会全体の脅威となっています。こうした脅威に効果的に対処するには、1か国のみの努力では限界があるため、各国による対策強化に加え、開発途上国の司法・法執行分野における能力向上支援などを通じて、国際社会全体で対応する必要があります。

日本の取組

ア 治安維持能力強化

日本の警察は、その国際協力の実績と経験も踏まえ、治安維持の要となる開発途上国の警察機関に対し知識・技術の移転を行いながら、制度づくり、行政能力向上、人材育成などを支援しています。

その一例として、2021年、警察庁では、インドネシアへの専門家の派遣や、アジアやアフリカ、大洋州などの各国からオンラインで研修員の受入れを行い、国民に信頼されている日本の警察のあり方を伝授しています。

^{注32} 134ページの用語解説を参照。



インドネシアでの技術協力「市民警察活動（POLMAS）全国展開プロジェクト」で現場指紋採取に関する指導が行われている様子（写真：JICA）

イ テロ対策

新型コロナウイルスの感染拡大によりテロを取り巻く環境も大きく変化しました。パンデミックによる行動制限は、都市部でのテロを減少させましたが、もともと国家の統治能力が脆弱^{ぜいじやく}だった一部の地域では、パンデミックによってガバナンスが一層低下したことにより、テロ組織の活動範囲が拡大しています。

2021年、日本は、テロを取り巻く環境の変化に迅速に対応すべく、国際機関を通じて様々なプロジェクトを実施しました。たとえば、モルディブでは、若者や女性を対象とした暴力的過激主義に対する対処能力強化や教育支援をUNDP経由で実施したほか、UN Womenを通じフィリピンなどで女性リーダー育成などの社会統合強化支援、また、欧州評議会を通じて、コロナ禍で増大したサイバー空間で行われる犯罪に対処するための司法当局関係者の訴追能力強化支援などを実施しました。

ほかにも、日本は、2021年度、UN Womenがタイおよびバングラデシュにおいて実施する、暴力的過激主義やヘイトスピーチの予防対策および対話を通じた女性の平和・安全保障への参画促進を図るプロジェクトに57万ドル、UNODCが実施する東南アジアと南アジアの7か国における刑務所内でのリハビリ、社会復帰、社会内処遇の促進を通じた過剰収容対策に関するプロジェクトに70万ドルを拠出するなどしています。

ウ 国際組織犯罪対策

日本は、テロを含む国際的な組織犯罪を防止するための法的枠組みである国際組織犯罪防止条約（UNTOC）の締約国として、同条約に基づく捜査共助などによる国際協力を推進しているほか、主に次のような国際協力を行っています。

■薬物取引対策

日本は国連の麻薬委員会などの国際会議に積極的に参加するとともに、2021年はUNODCへの拠出を通じて、国境における薬物取締りの能力強化や薬物に代わる作物の生産などの支援を行い、世界各地に拡散する不正薬物対策に取り組んでいます。

また、警察庁では、アジア太平洋地域を中心とする関係諸国と、薬物情勢、捜査手法および国際協力に関する討議を行い、相互協力体制の構築を図っています。

■人身取引対策

日本は、人身取引（性的サービスや労働の強要等）^{注33}に関する包括的な国際約束である人身取引議定書や、「人身取引対策行動計画2014」に基づき、人身取引の根絶のため、様々な取組を行っています。また、同行動計画を踏まえて、人身取引対策に関する取組の年次報告を公表し、各省庁・関係機関およびNGOなどとの連携を強化しています。

2021年、日本はIOMへの拠出を通じて、日本で保護された外国人人身取引被害者に対して母国への安全な帰国支援や、被害者に対する教育支援、職業訓練などの自立・社会復帰支援を実施しています（141ページの「国際協力の現場から」も参照）。また、日本は、二国間での技術協力、UNODCやUN Womenなどの国連機関のプロジェクトへの拠出を通じて、主に東南アジアの人身取引対策および被害者保護に向けた取組に貢献しているほか、人の密輸・人身取引および国境を越える犯罪に関するアジア太平洋地域の枠組みである「バリ・プロセス」への拠出・参加なども行っています。

■資金洗浄対策など

国際組織犯罪による犯罪収益は、さらなる組織犯罪

^{注33} 人を強制的に労働させたり、売春させたりすることなどの搾取の目的で、獲得、輸送、引き渡し、蔵匿、または収受する行為（人身取引議定書第3条参照）。

やテロ活動の資金として流用されるリスクが高く、こうした不正資金の流れを絶つことも国際社会の重要な課題です。そのため、日本としても、金融活動作業部会（FATF）[注34](#) などの政府間枠組みを通じて、国際的な資金洗浄（マネーロンダリング）[注35](#) やテロ資金供与の対策に係る議論に積極的に参加しています。

Ⅱ 海洋、宇宙空間、サイバー空間などの課題に関する能力強化

■ 海洋

海洋国家である日本はエネルギー資源や食料の多くを海上輸送に依存しており、海上の脅威への対処を始め、海上交通の安全確保は国家の存立・繁栄に直結する課題です。また、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序は、日本が推進する「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現のためだけでなく、日本を含む地域全体の経済発展のためにも極めて重要です（自由で開かれたインド太平洋（FOIP）実現のための取組については33ページの「開発協力トピックス」を参照）。

日本は、海洋における法の支配の確立・促進のため、巡視船の供与や技術協力などを通じ、インド太平洋地域の海上保安機関などの法執行能力の向上を途切れなく支援しているほか、被援助国の海洋状況把握（MDA）能力向上のための協力も推進しています。具体的には、ベトナム、フィリピンなどに対し、船舶や海上保安関連機材を供与しているほか、インドネシアやマレーシアなどを含むシーレーン沿岸国において、研修・専門家派遣を通じた人材育成も進めています。また、2020年11月に開催された第12回日メコン首脳会議において、菅総理大臣（当時）から「5つの協力」の一つとして、メコン諸国のMDA能力向上のための情報集約ウェブポータルを提供するとともに人材育成を行う旨を発表し、着実に実施しています。

また、日本は、アジア地域の海賊・海上武装強盗対策における地域協力促進のため、アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）の策定を主導し、同協定に基づいて設置された情報共有センター（ReCAAP-ISC）の活動を支援しています。2017年からは日本が主導

し、ReCAAP-ISCと共催で、締約国などの海上法執行機関の能力構築を目的とした包括的な研修を実施しています。2021年は新型コロナによる影響でオンライン開催となりましたが、23か国が参加しました。

アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾における海賊の脅威に対しては、日本は2009年から海賊対処行動を実施しています。また、日本は、国際海事機関（IMO）がジブチ行動指針[注36](#)の実施のために設立した信託基金に1,553万ドルを拠出しています。この基金により、海賊対策のための情報共有センターや、ジブチ地域訓練センターが設立され、同地域訓練センターではソマリア周辺国の海上保安能力向上のための訓練プログラムが実施されています。

ほかにも、海上保安庁の協力の下で、ソマリア周辺国の海上保安機関職員を招き、「海上犯罪取締り研修」を実施しており、2021年は26か国から33名が参加しました。さらに、日本は、ソマリア海賊問題の根本的な解決にはソマリアの復興と安定が不可欠との認識の下、2007年以降、同国内の基礎的社会サービスの回復、治安維持能力の向上、国内産業の活性化のために約5億ドルの支援も実施しています。



海上保安庁の海上保安能力向上支援のための職員がベトナム海上警察の職員に立入検査について講義を行う様子（写真：海上保安庁）

シーレーン上で発生する船舶からの油の流出事故は、航行する船舶の安全に影響を及ぼすおそれがあるだけでなく、海岸汚染により沿岸国の漁業や観光産業に致命的なダメージを与えるおそれもあり、こうした事態に対応する能力の強化も重要です。2020年に発生したモーリシャス沿岸における貨物船油流出事故においては、日本は3回にわたって国際緊急援助隊を派

[注34](#) 1989年のG7アルシュ・サミット経済宣言に基づき設置された。

[注35](#) 犯罪行為によって得た資金をあたかも合法的な資産であるかのように装ったり、資金を隠したりすること。麻薬の密売人が麻薬密売代金を偽名で開設した銀行口座に隠す行為がその一例。

[注36](#) ソマリアとその周辺国の地域協力枠組み。

遣し、油の流出状況の調査や油防除作業のほか、環境分野に関する支援活動を行いました。また、2021年2月と8月に、海難防止能力強化に資する機材供与のため、無償資金協力の交換公文に署名するとともに、8月には沿岸域の生態系の回復・保全および地域漁民・住民の生計回復・向上のための技術協力の実施も決定しました。これらの支援を着実に実施し、引き続き同国の中長期的な経済発展を支援していきます。

そのほかにも、国際水路機関（IHO）では、2009年以降毎年、日本の海上保安庁海洋情報部の運営参画と日本財団の助成の下、開発途上国の海図専門家を育成する研修を英国で実施しており、2021年12月までに41か国から72名の修了生を輩出しています。また、IHOとユネスコ政府間海洋学委員会は、世界海底地形図を作成する大洋水深総図（GEBCO）プロジェクトを共同で実施しており、日本の海上保安庁海洋情報部を含む各国専門家の協力により、世界海底地形図の改訂が進められています。

■宇宙空間

日本は、宇宙技術を活用した開発協力・能力構築支援の実施により、気候変動、防災、海洋・漁業資源管理、森林保全、資源・エネルギーなどの地球規模課題への取組に貢献しています。また、宇宙開発利用に取り組む新興国や開発途上国の人材育成も積極的に支援しています。特に、日本による国際宇宙ステーション（ISS）日本実験棟「きぼう」を活用した実験環境の提供や小型衛星の放出は国際的に高く評価されています。2021年6月には、「KiboCUBE」プログラム注37を通じて、モーリシャス初の小型衛星が放出されました。同国内ではプラヴィン・クマール・ジャグナット首相や関係者がライブ中継で放出の様子を見守り、現地における日本の宇宙協力に対する期待の高さがうかがえました。

また、日本は、宇宙分野における途上国に対する能力構築支援をオールジャパンで戦略的・効果的に行うための基本方針を2016年に策定し、積極的な支援を行っています。たとえば、アジアやアフリカ、中南米において、人工衛星「だいち2号」による熱帯林のモニタリングシステム（JICA-JAXA熱帯林早期警戒シ



2021年6月22日に「きぼう」からモーリシャスの超小型衛星が放出される様子（写真：JAXA/NASA）

ステム：JJ-FAST）を活用した森林モニタリングを実施しています。2021年2月および10月には、JICAによる課題別研修「JJ-FASTと衛星技術を活用した熱帯林管理」が開催され、世界各国からの参加者がJJ-FASTの活用方法などを学びました。

そのほか、宇宙空間における法の支配の実現に貢献すべく、途上国に対して国内宇宙関連法令の整備・運用に係る能力構築支援を行っています。2021年5月、日本は国連宇宙部（UNOOSA）の「宇宙新興国のための宇宙法プロジェクト」への協力を発表し、アジア太平洋地域の宇宙新興国に対して、国内宇宙関連法令の整備および運用面での支援を行い、民間活動を含む自国の宇宙活動を適切に管理・監督するために必要となる法的能力の構築に貢献しています。

■サイバー空間

近年、自由、公正かつ安全なサイバー空間に対する脅威への対策が急務となっています。この問題に対処するためには、世界各国の多様な主体が連携する必要があり、開発途上国をはじめとする一部の国や地域におけるセキュリティ意識や対処能力が不十分な場合、日本を含む世界全体にとっての大きなリスクとなります。そのため、世界各国におけるサイバー空間の安全確保のための協力を強化し、途上国に対する能力構築のための支援を行うことは、その国への貢献となるのみならず、日本を含む世界全体にとっても有益です。

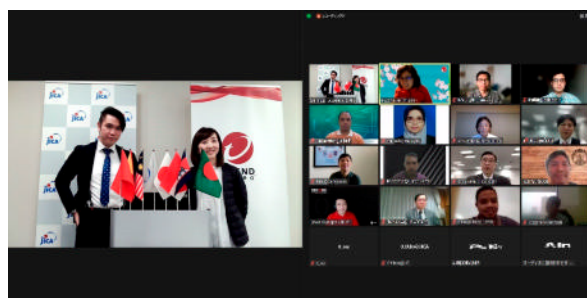
日本は、日・ASEANサイバー犯罪対策対話や日・ASEANサイバーセキュリティ政策会議を通じて

注37 「きぼう」から超小型衛星を放出する機会を途上国に提供するための、宇宙航空研究開発機構（JAXA）と国連宇宙部（UNOOSA）の協力枠組み。

ASEANとの連携強化を図っており、2021年もASEAN加盟国とサイバー演習および机上演習を実施しました。

このほか、日本が拠出する日・ASEAN統合基金(JAIF) [注38](#) を活用し、タイのバンコクに日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センターが設立されました。同センターでは、ASEAN各国の政府機関や重要インフラ事業者のサイバーセキュリティ担当者などを対象に実践的サイバー防御演習(CYDER)などが提供されており、ASEANにおけるサイバーセキュリティの能力構築への協力が推進されています。新型コロナウイルスの世界的流行の中、持続的な研修実施の観点から、自主学習教材の提供やオンサイトでの演習プログラムをすべてオンラインで実施可能にし、2021年9月にはオンラインで従来どおりのトレーニングを開催しました。

さらに、日本は、2021年、世界銀行の「サイバーセキュリティ・マルチドナー信託基金(Cybersecurity Multi-Donor Trust Fund)」への拠出も行い、低・中所得国向けのサイバーセキュリティ分野における能力構築支援にも取り組んでいます。



アジアの国々が参加して行われたオンラインの課題別研修「サイバー攻撃防御演習」の様子(写真: JICA)

また、警察庁では、2017年からベトナム公安省のサイバー犯罪対策に従事する職員に対し、サイバー犯罪への対処などに係る知識・技能の習得および日ベトナム治安当局の協力関係の強化を目的とする研修を実施しています。

経済産業省も、2018年度から毎年度、日米の政府および民間企業の専門家と協力し、インド太平洋地域向けに、電力やガスなどの重要インフラ分野に用いられる産業制御システムのサイバーセキュリティに関する演習を実施しています。2021年度からはEUも主催者として参加しています。

[注38](#) 91ページの[注4](#)を参照。